

『えん処米や・お試し住宅』短期滞在施設利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、移住促進事業の一環として、移住希望者が一定期間南部町（以下、「町」）での生活体験が出来る『えん処米や・お試し住宅』（以下、「施設」）を利用するにあたって、条件等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者 町への移住を希望する者のうち、町若しくは特定非営利活動法人なんぶ里山デザイン機構（以下「機構」）の移住相談窓口を利用して移住しようとする者。

(2) お試し住宅 えん処米や内にあり電化製品等を備え移住生活を体験出来る住宅部分。

(位置)

第3条 施設の位置は以下に定めるものとする。

鳥取県西伯郡南部町法勝寺 531 番地

(利用者の資格)

第4条 移住希望者（以下、「使用者」）は、次の条件を満たすものとする。

(1) 町への移住を希望しているもの。

(2) 地域住民と円滑且つ積極的に交流を持てる者。

(利用期間)

第5条 施設の使用期間は単位を1泊2日として、最長 1ヶ月間 とする。

(利用申し込み)

第6条 施設を利用しようとする者は、予め施設の管理者である機構に仮予約をしなければならない。

2 利用者は仮予約後、利用日3日前までに施設利用申込書と身分証の写しを機構の理事長に提出しなければならない。

(利用許可)

第7条 理事長は、前条の規定による申込書の提出を受けた時は、その内容を審査し、利用に問題がないと認めた場合、えん処米や・お試し住宅短期滞在施設利用許可書を（以下、「許可書」）使用者に交付しなければならない。この場合において、理事長は施設の管理運営上必要と認める場合また他の部分での施設同時利用がある場合、その利用について条件を付すことが出来る。

(利用料)

第8条 利用者は、前条の規定による許可書の交付を受け、利用日初日に次の表に掲げる利用料を前納しなければならない。但し、やむを得ない事情により理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

利用期間の区分	料金
<u>1泊2日</u>	<u>3,000円</u>
<u>2泊目から1ヶ月まで</u>	<u>1泊当たり1,000円</u>

(光熱水費込み)

2 既納の利用料は、これを還付しない。但し、理事長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することが出来る。

3 利用料には、施設の利用に伴う電化製品使用料、電気・ガス料、上下水道使用料を含む。但し、飲食費並びに洗面用具及び衛生日用品等の日常消耗品、その他施設に備えていない物品に関しては利用者の負担とする。

(利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用者は、前条第1項に規定する利用料を納め、理事長から当該施設の鍵を受け取った後は、留守や就寝時に施錠する等善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに理事長にその旨を報告しなければならない。

(2) 利用者は、火気の取り扱いに注意し、水道光熱費の省エネ使用に努め、備え付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。尚、施設内は禁煙とする。

(3) ゴミは決められたルールに従い排出すること。

(4) お試し住宅以外の施設同時利用がある場合は、相互理解の基に協力して利用すること。

(5) その他、施設の利用に関し必要な事項。

(行為の制限)

第10条 施設及び周辺において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄付等の要請その他これに類する行為をすること。

(2) 興行を行うこと。

(3) 展示会、その他これの類する催しをすること。

(4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付け又は配布をすること。

(5) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。

(6) 近隣住民等に迷惑を及ぼす行為をすること。

(7) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。

(8) その他施設の使用にふさわしくない行為。

(許可の取り消し)

第11条 理事長は、使用者に第8条及び前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第6条の規定による許可申請を取り消すことができ、この場合短期滞在施設利用許可取消通知書を、当該利用者に交付しなければならない。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第12条 利用者が施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとする

ときは、理事長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 利用者は、故意又は過失により施設若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。但し、やむを得ない事情により理事長が認めた場合はこの限りではない。

2 前項前段の規定による施設若しくは設備又は備品等を汚損又は滅失したときは、直ちに施設破損（汚損、滅失）届により理事長に報告しなければならない。

(事故免責)

第 14 条 施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は施設周辺で発生した事故に対して、理事長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。